

登録操縦免許証更新講習等に係る管理者及び講師の研修の実施並びに教科書の作成基準について

別表第一 登録操縦免許証更新講習の内容の基準等

一 講習の内容の基準

必 要 履 修 科 目	履 修 方 法	時 間 数
<p>1 小型船舶操縦士制度の概要</p> <p>一 小型船舶操縦士の免許区分</p> <p>二 小型船の船長の要件</p> <p>2 小型船舶操縦者の遵守事項及びマナー</p> <p>3 事故例とその教訓</p> <p>一 小型船舶の事故例</p> <p>二 事故の原因と対策</p> <p>4 最近の海事関連の制度改正</p> <p>一 小型船舶の登録制度</p>	<p>講義及び視聴覚教材の映 示</p>	<p>六十分以上</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>二 小型船舶の検査制度</li> <li>5 地域におけるルール <ul style="list-style-type: none"> <li>一 条例</li> <li>二 河川法</li> </ul> </li> </ul>		
計		六十分以上

二 講習の方法の基準

- 1 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて講習を行うものであること。
- 2 講義は三十分程度、視聴覚教材の映示は二十分から三十分程度を目安とし、全体として六十分程度のものであること。

- 3 静穏な環境を備え、講義を行うのに十分な広さと机などの適切な設備を有した講義室で行うものであること。
- 4 視聴覚教材、映写幕等講義に必要な施設及び設備を適切な方法により使用するものであること。

別表第二 研修の基準

- 1 研修の内容の基準は、それぞれ次のとおりとする。
  - 一 登録操縦免許証更新講習管理者の研修

イ 管理者として操縦免許証更新講習の運営の管理に必要な知識及び技能を修得させるのに適當であると認められるものであること。

ロ 研修科目及び時間数は、次のとおりとする。

(1) 管理者としての心構え ○・五時間以上

(2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令 二時間以上

(3) 更新講習実施要領等 二時間以上

(4) 海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新及び失効再交付に関する事務取扱要領について 一時間以上

(5) 講習の概要等 ○・五時間以上

ハ 研修の講師は、登録操縦免許証更新講習管理者の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。

## 二 登録操縦免許証更新講習講師の研修

イ 講師として登録操縦免許証更新講習の教育に必要な知識及び技能並びに教育指導要領を修得させるのに適當であると認められるものであること。

ロ 研修は、新たに講師になろうとする者に対し受講させるもの（以下「初任研修」という。）及び講師になった後三年毎に受講させるもの（以下「再研修」という。）であること。

ハ 研修科目及び時間数は、次のとおりとする。

- (1) 講師としての心構え ○・五時間以上（初任研修に限る。）
  - (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令 二時間以上（再研修にあつては、○・五時間以上。）
  - (3) 更新講習指導要領等 一・五時間以上（再研修にあつては、一時間以上。）
  - (4) 講義要領 四・〇時間以上（再研修にあつては、二時間以上。）
    - (i) 航行安全思想の普及
    - (ii) 海上における遵守事項とマナーの励行
    - (iii) 小型船舶の海難事故の発生状況とその防止対策
    - (iv) 人身災害事故とその防止対策
    - (v) 海洋汚染の発生状況とその防止対策
    - (vi) 海難法規の重要改正点
- ニ 研修の講師は、登録操縦免許証更新講習講師の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。
- 2 適当と認められた研修実施規定により、研修を行うものであること。
  - 3 修了審査に関する基準を設け、これによる判定を行うものであること。
  - 4 前項による判定に合格し、研修をすべて修了した者に対してのみ受講証明書を発行するものであること。
  - 5 その他必要と認められる内容により行われるものであること。

別表第三 登録操縦免許証失効再交付講習の内容の基準等

一 講習の内容の基準

<p>必 要 履 修 科 目</p>	<p>履 修 方 法</p>	<p>時 間 数</p>
<p>1 小型船舶操縦士制度の概要          一 小型船舶操縦士の免許区分          二 小型船の船長の要件          2 小型船舶操縦者の遵守事項及びマナー          3 事故例とその教訓          一 小型船舶の事故例          二 事故の原因と対策          4 最近の海事関連の制度改正          一 小型船舶の登録制度          二 小型船舶の検査制度          5 地域におけるルール</p>	<p>講義及び視聴覚教材の映 示</p>	<p>百四十分以上</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 条例</li> <li>二 河川法</li> <li>6 海上交通ルール <ul style="list-style-type: none"> <li>一 小型船舶の海上交通関係法規</li> <li>二 船舶輻輳海域での交通ルール</li> </ul> </li> <li>7 マリンエンジンの取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>一 小型船舶用ガソリンエンジン</li> <li>二 小型船舶用ディーゼルエンジン</li> </ul> </li> </ul>		
計		百四十分以上

二 講習の方法の基準

- 1 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて講習を行うものであること。
- 2 教本の概略について、十分程度で簡単に解説するものであること。
- 3 講義終了後、理解度診断のための簡単なテストを三十分程度で行うものであること。（前号の表の時間数に含む。）

- 4 講義は百分程度、視聴覚教材の映示は四十分程度行うものであること。
- 5 静穏な環境を備え、講義を行うのに十分な広さと机などの適切な設備を有した講義室で行うものであること。
- 6 視聴覚教材、映写幕等講義に必要な施設及び設備を適切な方法により使用するものであること。

#### 別表第四 研修の基準

- 1 研修の内容の基準は、それぞれ次のとおりとする。
  - 一 登録操縦免許証失効再交付講習管理者の研修
  - イ 管理者として操縦免許証失効再交付講習の運営の管理に必要な知識及び技能を修得させるのに適当であると認められるものであること。
  - ロ 研修科目及び時間数は、次のとおりとする。
    - (1) 管理者としての心構え ○・五時間
    - (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令 二時間
    - (3) 失効再交付講習実施要領等 二時間
    - (4) 海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新及び失効再交付に関する事務取扱要領について 一時間
    - (5) 講習の概要等 ○・五時間
- ハ 研修の講師は、登録操縦免許証失効再交付講習管理者の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。

二 登録操縦免許証失効再交付講習講師の研修

イ 講師として操縦免許証失効再交付講習の教育に必要な知識及び技能並びに教育指導要領を修得させるのに適したものであること。

ロ 研修は、新たに講師になろうとする者に対し受講させるもの（以下「初任研修」という。）及び講師になつた後三年毎に受講させるもの（以下「再研修」という。）であること。

ハ 研修科目及び時間数は、次のとおりとする。

- (1) 講師としての心構え ○・五時間（初任研修に限る。）
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令 二時間（再研修にあつては、○・五時間以上。）
- (3) 失効再交付講習指導要領等 一・五時間（再研修にあつては、一時間以上。）
- (4) 講義要領 四・〇時間（再研修にあつては、二時間以上。）
  - (i) 航行安全思想の普及
  - (ii) 海上における遵守事項とマナーの励行
  - (iii) 小型船舶の海難事故の発生状況とその防止対策
  - (iv) 人身災害事故とその防止対策
  - (v) 海洋汚染の発生状況とその防止対策
  - (vi) 海難法規の重要改正点



二 研修の講師は、登録操縦免許証失効再交付講習講師の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。

2 適当と認められた研修実施規定により、研修を行うものであること。

3 修了審査に関する基準を設け、これによる判定を行うものであること。

4 前項による判定に合格し、研修をすべて修了した者に対してのみ受講証明書を発行するものであること。

5 その他必要と認められる内容により行われるものであること。

#### 別表第五 教科書の基準

1 小型船舶操縦士としての業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力並びに不足する知識及び経験を習得させるのに適した教本及び視聴覚教材であると認められるものであること。

2 教本は、登録操縦免許証更新講習にあつては別表第一に、登録操縦免許証失効再交付講習にあつては別表第三に、それぞれ掲げる講習の種類に応じ、必要履修科目の履修に必要な内容を含むものであること。

3 視聴覚教材は、主として次に掲げる事項のいずれかについて二十分程度にまとめられているものであること。

##### 一 操縦免許証更新講習の場合

イ 衝突事故の主要な原因である「見張り不十分」についての注意喚起と見張りの要点及び海上交通法規

ロ 小型船舶の事故例と事故の原因及び小型船舶操縦者の遵守事項

##### 二 操縦免許証失効再交付講習の場合

- イ 衝突事故の主要な原因である「見張り不十分」についての注意喚起と見張りの要点及び海上交通法規
- ロ 小型船舶の事故例と事故の原因及び小型船舶操縦者の遵守事項
- ハ 波の性質と危険回避の操船方法
- ニ 漁労方法の解説と漁業者との共存方法
- ホ プレジャーボートの事故防止策

4 その他適当と認められる内容のものであること。